

多摩市告示第352号

多摩市立地適正化計画検討懇談会設置要綱を次のとおり定める。

令和7年7月16日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市立地適正化計画検討懇談会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき多摩市が作成する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画をいう。以下同じ。）を策定するに当たり、識見を有する者の意見を反映するため、多摩市立地適正化計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委員会（多摩市立地適正化計画検討委員会設置要綱（令和7年多摩市告示第号）第1条に規定する委員会をいう。）が多摩市立地適正化計画の案を作成するに当たっての専門的な意見の申出等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、多摩市立地適正化計画の策定に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、住宅及び都市機能増進施設（都市再生特別措置法第81条第1項の都市機能増進施設をいう。）の立地の適正化に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する者5人以内（以下「委員」という。）をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱から令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 懇談会の会議は、会長が主宰する。
- 3 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 懇談会の会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合は、会長が懇談会に諮って公開しないことができる。
- 5 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の懇談会の会議は、市長が招集する。